

事 務 連 絡
令和8年9月4日

都道府県旅行業担当課 御中

観光庁参事官（旅行振興）

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る協力依頼について

標記の件について、厚生労働省より別添のとおり周知依頼がまいりました。

コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱については、「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和8年5月21日付厚生労働省事務連絡）に基づき、厚生労働省において検疫強化の対応を行っているところです。

今般、世界保健機関（WHO）がウガンダにおけるエボラ出血熱の流行の終息を宣言したことを踏まえ、上記事務連絡の一部が別添のとおり改正され、ウガンダにおけるエボラ出血熱の流行国としての対応が終了されることとなりました。

なお、コンゴ民主共和国に滞在した場合については、引き続き検疫官に申し出ていただくようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、上記及び別紙の内容を周知いただきますようお願いいたします。

■添付資料

（別添）「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について（令和8年8月28日付 厚生労働省）